

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成28年3月18日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年10月29日判決、本資料264号-173・順号12554)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年2月28日判決、本資料264号-40・順号12421)

決 定

申立人 甲
相手方 国
同代表者法務大臣 岩城 光英
同指定代理人 大西 篤史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年3月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 千葉 勝美

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸